

キラキラ広告に要注意！「実質無料」って本当？

【相談事例】

スマホに、タレントをCMに使ってツルツルモチ肌になる除毛クリームが、送料500円のみ、「実質無料」とあったので注文した。ところが翌月も届き、合計5回の受け取りで2万5千円払うことが条件の定期購入になっていた。500円ならお小遣いで払えるが、2万5千円は無理！（10代 女性）

【アドバイス】

●そのタップ、待って！注文前に、購入条件を確認しましょう！

薄着になる季節、「除毛でツルツル肌」「飲めばマイナス10kg」「飲むだけで筋肉モリモリ」などのキラキラ広告が気になります。注文する前に購入条件をよく読んで、高額の定期購入になっていないか確認しましょう。

●通信販売では、クーリング・オフができません

一方的に「解約する」と言っても解約できません。勝手に送り返しても解約したことになりませんから、代金の請求を受けます。解約したい時は、販売店との話し合いが必要です。

●未成年者が親等の同意を得ていない契約は、取り消しできる可能性があります。

未成年者が親等（親権者等の法定代理人）の同意を得ずにした契約は取り消しできることがあります。この場合、商品などを開封していても、残っている商品を返品すればよいとされています。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口（☎861-0999）へ。

消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）

★5月から相談受付時間を9:00~16:45に変更しました。



まもりん



みもりん